



# 鳥取県公報

平成15年 1月10日(金)  
第 7 4 4 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|      |   |
|------|---|
| 告 示  | 土地改良法による換地計画の決定（1）（耕地課）..... 1            |
|      | 保安林の指定予定（4件）（2～5）（森林保全課）..... 1           |
|      | 保安林の指定施業要件の変更予定（6）（"）..... 3              |
|      | 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）（7・8）（都市計画課）..... 4 |
| 選管告示 | 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（1）..... 5    |
| 公 告  | 歯科技工士試験の実施（医務薬事課）..... 5                  |
| 調達公告 | 一般競争入札の実施（防災危機管理課）..... 7                 |
|      | 一般競争入札の実施（電子県庁推進課）..... 8                 |
|      | 随意契約の相手方の決定（情報政策課）.....10                 |
|      | 随意契約の相手方の決定（管理課）.....10                   |

## 告 示

### 鳥取県告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区蕪島工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年 1月10日から20日間

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第2号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字空山上2590の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第3号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字岩平692・693・字小門谷756（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第4号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町榎市字榎市ノ上へ831、835、835の1

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第5号**

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字東坪字中原田4の4、5、7の1、7の5、20の1、字宮尻浜21、23の1から23の3まで、字下沢24、43の1、字山崎44の1、63の1、63の3

## 2 指定の目的

風害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、名和町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第6号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷3437の45から3437の47まで、大字大背字大藏1458の32、1458の33、大字口波多字津多679の2、703の3、714の2、718の2、730の2、字東谷603の2、609の2、字ミソギ777の2、779の2、大字新見字清見1106の5から1106の7まで、字清見ノ一1095の3、1095の4、大字三田字上鳴尾1074の2、字水旱1076の2

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第7号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画公園 2・2・2号明治町公園及び2・2・21号七峰公園

## 2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第8号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画下水道 倉吉市公共下水道

## 2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第1号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成15年 1月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前         |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
|--|---------------|-------|---|--|--------------------------|-----------|-----------------|---------------|---|--|--|-------|-------|---|--|--------------------------|-----------|---|--|
| 1 略  | 1 略           |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| 2 老人ホーム  | 2 老人ホーム       |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| <table border="1"><thead><tr><th>施 設 名</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>社会福祉法人養寿会ケ<br/>アハウスなんぶ幸朋苑</td><td>米子市石井1238</td></tr><tr><td>ケアハウスリバーサイ<br/>ド</td><td>米子市大崎1511 - 1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> | 施 設 名         | 所 在 地 | 略 |  | 社会福祉法人養寿会ケ<br>アハウスなんぶ幸朋苑 | 米子市石井1238 | ケアハウスリバーサイ<br>ド | 米子市大崎1511 - 1 | 略 |  | <table border="1"><thead><tr><th>施 設 名</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>社会福祉法人養寿会ケ<br/>アハウスなんぶ幸朋苑</td><td>米子市石井1238</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> | 施 設 名 | 所 在 地 | 略 |  | 社会福祉法人養寿会ケ<br>アハウスなんぶ幸朋苑 | 米子市石井1238 | 略 |  |
| 施 設 名  | 所 在 地         |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| 略  |               |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| 社会福祉法人養寿会ケ<br>アハウスなんぶ幸朋苑   | 米子市石井1238     |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| ケアハウスリバーサイ<br>ド  | 米子市大崎1511 - 1 |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| 略  |               |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| 施 設 名  | 所 在 地         |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| 略  |               |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| 社会福祉法人養寿会ケ<br>アハウスなんぶ幸朋苑   | 米子市石井1238     |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| 略  |               |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |
| 3及び4 略   | 3及び4 略        |       |   |  |                          |           |                 |               |   |  |  |       |       |   |  |                          |           |   |  |

## 公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成15年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 試験期日  
実地試験 平成15年 3月 9日（日） 午前9時から  
学説試験 平成15年 3月10日（月） 午前9時から
- 試験場所  
鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校
- 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎<sup>がく</sup>口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

#### 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成15年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成15年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

#### 5 受験願書の受付期間

平成15年2月3日（月）から同月14日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

なお、郵送の場合は、平成15年2月14日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

#### 6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課

#### 7 受験願書の添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 受験資格を証する書類
  - ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成15年3月31日までに卒業証明書を提出すること。）
  - イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
  - ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類
- (3) 写真（手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

#### 8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

#### 9 合格者の発表等

平成15年3月20日（木）正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

#### 10 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話0857 - 26 - 7173）に照会すること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達する役務の内容

#### (1) 調達件名及び数量

防災対策地図作成 一式

#### (2) 調達する役務の概要

鳥取県全域の防災対策地図（1 / 25,000）の編集及び印刷

ア 防災対策地図冊子（日本工業規格A列3番カラー印刷） 500部

イ 防災対策地図広域図（日本工業規格B列0番カラー印刷） 105枚

ウ 地図編集データ（CD-ROM） 55枚

#### (3) 仕様

入札説明書による。

#### (4) 履行期間

契約日の翌日から平成15年3月20日まで

#### (5) 履行場所

鳥取市東町一丁目271ほか

### 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち役務の情報処理サービスに係るものを有すること。

(3) 平成15年1月10日（金）から同月21日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県防災危機管理課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災危機管理課

電話 0857 - 26 - 7878

#### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

#### (3) 郵便による入札

不可とする。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年 1月21日 (火) 午後 1時30分

鳥取県防災危機管理課 (県庁第二庁舎 3階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を4の(1)の場所に平成15年 1月16日 (木) 午後 5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、知事が別に定めるところにより、契約保証金の全部又は一部を減額し、又は免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断された入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

インターネット接続サービス 一式

(2) 調達案件の仕様



入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 財団法人鳥取県情報センター

(4) 履行期間

平成15年4月1日から平成17年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち、役務に係るものを有する者であること。

(3) 平成15年1月10日（金）から同年2月24日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部電子県庁推進課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部電子県庁推進課開発担当

電話 0857 - 26 - 7614

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成15年1月10日（金）から同年2月7日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年2月24日（月）午前10時（郵送による入札書の受領期限は、同月21日（金）午後5時）

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第5会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成15年2月14日（金）正午までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be leased : Internet access service, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : noon 14, February, 2003

(3) Date and time for tender submission : 10 : 00 AM 24, February, 2003 (Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM 21, February, 2003)

(4) Contact point for the notice : Electronic Service Promotion Division Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan, TEL : 0857 - 26 - 7614

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- |                    |   |    |
|--------------------|---|----|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取情報ハイウェイ整備事業ATMネットワーク構築委託                  | 一式 |
| 2 契約方式             | 随意契約  |    |
| 3 契約日              | 平成14年12月6日                                  |    |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 財団法人鳥取県情報センター<br>鳥取市東町一丁目220                |    |
| 5 契約金額             | 52,704,435円(消費税及び地方消費税の額を含む。)               |    |
| 6 随意契約による理由        | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 |    |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課<br>鳥取市東町一丁目220                  |    |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- |            |                         |    |
|------------|-------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県新工事進行管理システムプログラム開発業務 | 一式 |
|------------|-------------------------|----|

- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成14年12月19日
- 4 契約の相手方の名称及び  
所在地 株式会社日立情報システムズ岡山支店  
岡山市丸の内一丁目1 - 17
- 5 契 約 金 額 154,140,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項  
第1号に該当
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県県土整備部管理課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

